

# くらしふれあいまちづくり協議会会則

## (目的)

第1条 本会は、私たちが住む倉知の課題を解決し、より魅力のある地域づくりを推進するため、住民及び団体相互の連携・協力体制を一層緊密にし、安心して生きがいのある生活を営むことができるまちづくりを目的とする。

## (名称)

第2条 本会は、くらしふれあいまちづくり協議会と称する。

## (事務所)

第3条 本会の事務所は、関市倉知ふれあいセンター（以下「センター」という。）に置く。

## (事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域住民相互の交流、親睦、情報交換等を通じた、住みよいまちづくりに関すること。
- (2) 防犯、防災、交通安全に関すること。
- (3) 地域福祉の推進、充実に関すること。
- (4) 文化、スポーツ、生涯学習の振興に関すること。
- (5) 子どもの健全育成、高齢者の生きがいづくりに関すること。
- (6) 環境保全、環境美化に関すること。
- (7) センターの管理、運営に関すること。
- (8) その他、目的を達成するために必要なこと。

## (組織)

第5条 本会は、倉知地域に居住する住民並びに各種組織・団体をもって構成する。

- 2 本会の役員及び部会員を総称して委員という。

## (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 部会長 5名以内
- (4) 推薦委員（各団体から推薦された代表者） 若干名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 監事 2名

- 2 会長及び副会長は、事務局長を兼ねることができる。

(役員を選任)

第7条 役員は、総会において選任する。ただし、あらかじめ企画運営委員会において、役員候補者を選考することができる。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 部会長は、部会を代表し、その業務を統括する。
- (4) 推薦委員は、本会の業務に参画し、業務の運営にあたる。
- (5) 事務局長は、本会の庶務及び会計に係る事務を統括する。
- (6) 監事は、本会の会計、資産及び事業を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任満期後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。

(職員)

第11条 本会に職員を置くことができる。

- 2 職員は、事務局長を補佐し、本会の庶務及び会計に係る事務を処理する。
- 3 職員は、会長が任免する。

(会議)

第12条 本会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 企画運営委員会
- (3) 部会

(総会)

第13条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会とし、委員をもって構成する。

- 2 定期総会は年度当初、臨時総会は必要に応じて開催し、会長がこれを招集する。
- 3 総会は次の事項について審議し、議決する。
  - (1) 事業報告及び収支決算

- (2) 役員の選任及び解任
  - (3) 事業計画及び収支予算
  - (4) 会則の制定及び改正
  - (5) センターの利用要領の制定及び改廃
  - (6) その他、本会の運営に関する重要事項
- 4 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。
  - 5 総会は、委員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状を提出した委員は出席者とみなす。
  - 6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (企画運営委員会)

第14条 企画運営委員会は、役員（監事を除く。）をもって構成する。

- 2 企画運営委員会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
  - (3) 各部会の活動内容及び協力体制の確認等に関する事項
  - (4) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 3 企画運営委員会は、月1回定例会議を開催し、議長は、会長がこれにあたる。その他、必要に応じて臨時会議を開催することができる。
- 4 企画運営委員会の会議は、役員（監事を除く。）の3分の2以上の出席により成立する。
- 5 企画運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 部会長は、企画運営委員会の会議に出席できないときは、副部会長を代理として当該会議に出席させることができる。

#### (部会)

第15条 本会に、目的を達成するために次の部会を置く。

- (1) 広報部会
  - (2) 健康・スポーツ部会
  - (3) 環境部会
  - (4) 子育て支援部会
  - (5) 安全部会
- 2 各部会は、部会の運営に資する個人及び各種組織、各種団体から選任された代表者で構成する。
  - 3 各部会に、部会長及び副部会長を置き、副部会長は部会長が指名する。
  - 4 部会長は、部会を代表し、その活動を総括する。
  - 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
  - 6 部会は、他の部会、関係機関及び関係団体と連携し、部会の所管する事業を推進する。

(資産)

第 16 条 本会の資産は、市の助成金、寄付金、事業収入及びその他の収入をもって構成する。

(事業年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 18 条 本会の事業計画及び予算は、各部会及び事務局において検討し、企画運営委員会の承認を得て会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 18 条 本会の事業報告及び収支決算書は、事業終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(会則の改正)

第 20 条 本会の会則を改正するときは、総会において出席した委員の 3 分の 2 以上の賛成による議決を経なければならない。

(細則)

第 21 条 この会則の施行について、必要な細則は、企画運営委員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、平成 28 年 4 月 24 日から施行する。
- 2 倉知ふれあいのまちづくり推進委員会会則（平成 5 年 6 月 29 日施行）を廃止する。

附 則

この会則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この会則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。